

埼玉県の主な認定基準等

必須事項	認定の要件
建設場所	市街化区域の区域、区域区分が定められていない都市計画区域内で用途地域が定められている区域
申請ができる者	建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置及び改修をしようとする者

認定基準項目	認定基準
外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準	建築物に係るエネルギーの向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化基準」という。）のI
一次エネルギー消費量に関する基準	
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準 (選択的項目)	低炭素化基準のIIの第1 再エネ設備の導入かつ節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策又は建築物（躯体）による対策等の低炭素化に資する措置を1項目以上講じていること。
	低炭素化基準のIIの第2により埼玉県が認めるもの 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の作成に係るCASBEE埼玉県（知事が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法をいう。）による格付がS又はAのもの（埼玉県告示第1663号）
都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針 (都市の緑地の保全への配慮)	都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第118号） 4.（2）③に該当しないこと。